

千葉県告示第420号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月24日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 畑町ホームランド自治会
- (2) 事務所 千葉県花見川区畑町446番99
- (3) 代表者の氏名及び住所
佐野 正倫
千葉県花見川区朝日ヶ丘2-3-13-101

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「秋元 達也」を「佐野 正倫」に改める。
- (2) 代表者の住所
「千葉県花見川区畑町539番30」を「千葉県花見川区朝日ヶ丘2-3-13-101」に改める。